質問回答書

業務名　　姫路市立広畑小学校・南大津小学校親子方式給食調理等業務

番号	資料名	項等	質 問 内 容	回　　答
1	仕様書	6(3)給食配送車の運行管理業務ア	「検査や事故等により給食配送車が使用できない期間があるときは、受託者が当該期間中の代替車を用意すること。」とありますが、代替車として想定されている車両の要件をご教示ください。 また、給食配送に使用する専用特装車が使用不能となった場合、受託者が同等仕様の車両を直ちに確保することは困難と考えられますが、レンタカー等で特装車以外の車両による配送も認められるとの理解でよろしいでしょうか。 あわせて、過去に代替車による配送を実施した事例がありましたら、その際の対応方法についてご教示ください。 さらに、車検・法定点検等により使用できない場合や、事故等のうち受託者の責めに帰さない事由により代替車が必要となった場合についても、代替車の手配及び費用負担は受託者負担でしょうか。	給食配送車が車検、法定点検、故障又は事故等により使用できない場合は、仕様書6(3)アに基づき、受託者において代替車両を手配してください。 代替車両は、市が貸与する配送車と必ずしも同一車種・同一型式である必要はありませんが、給食用コンテナ等を安全かつ衛生的に配送できる車両としてください。 市の貸与車両は、荷室内寸法が長さ3,480mm、幅1,650mm、高さ1,680mmの保冷車であり、荷物の固定に使用するラッシングレールや、最大リフト荷重1トンの昇降ゲートを備えています。 代替車両の選定に当たっては、配送するコンテナ等の寸法・重量、積載及び固定方法、積卸し方法、衛生管理、学校敷地内への進入条件等を考慮し、給食配送に支障がない車両を確保してください。 これらの条件を満たす場合は、レンタカー等による代替配送も可能とします。 なお、受託者の責めに帰さない事由により代替車両が必要となった場合を含め、代替車両の手配及びこれに要する費用は、仕様書6(3)ア及び別紙4「経費の負担区分」に基づき、受託者の負担とします。 過去の代替車両による配送実績はありません。
2	仕様書	6(3)給食配送車の運行管理業務	広畑小学校から南大津小学校までの、配送経路をご教示ください。また、配送計画（出発時刻、到着時刻）も併せてご教示ください。	配送経路については特に指定しません。交通安全及び給食の衛生管理を十分配慮し、所定の配送時間を遵守できる経路を受託者において選定してください。なお、学校敷地内については、仕様書6(3)イに基づき、市が指定する運行経路を使用してください。配送計画（出発時刻、到着時刻）については、仕様書に定める条件を踏まえ、姫路市及び学校と協議のうえ受託者において作成するものとし、契約後に調整するものとします。
3	仕様書	6(3)配膳業務イ	ご飯・パン等の主食や牛乳は南大津小学校へ直送されますが、クラスごとに仕分ける作業は発生しますでしょうか。 また、パンは個包装でしょうか。	牛乳はクラス分けが必要です。パンは個包装ではありません。
4	仕様書	6(3)配膳業務	配膳員は、南大津小学校へ直接出勤しているのでしょうか。また、配膳業務に見守りや児童への手渡し等は含まれますでしょうか。	配送員の出勤方法については、特に指定しません。配膳業務に支障のない方法を選択してください。児童の見守りについては、配膳及び回収時における児童の転倒や接触等による事故やケガを防止するため、必要な安全確認を行うものです。
5	仕様書	8従事者の配置	「この仕様書と同等業務の経験」とありますが、学校給食センターでの勤務経験も該当しますでしょうか。 また、何名以上配置と人数の指定がございますが、こちらは1 日の出勤人数でしょうか。それとも、在籍の人数でしょうか。	学校給食センターにおける調理業務の経験も、業務内容が同等であれば該当します。 仕様書に定める配置人員は単なる在籍数ではなく、業務を適切に履行するために必要な配置人員を示すものです。
6	仕様書	6（9）前各号に附帯するその他必要な業務等	「試食会、給食週間等の学校給食や、食育の推進に係る学校行事に協力すること。」とありますが、具体的にどのようなことを実施されていますでしょうか。	保護者向け給食試食会や全国学校給食週間等における地元食材の活用など、学校給食及び食育の推進に係る取組について、学校及び市と連携・調整のうえ実施しております。
7	仕様書	11(2)犯罪事実確認制度への協力	「受託者は、発注者がこども性暴力防止法その他関係法令に基づき実施する犯罪事実確認制度に関し、発注者の指示に従い、必要な資料の提出その他必要な協力を行うものとする。」とありますが、本業務における犯罪事実確認の対象者は、パートを含む全従業員が対象となりますでょうか。 対象者の基準について具体的にご教示ください。（例：社員のみ、配膳業務に関わる 者等）	こども家庭庁が示すガイドライン等に基づき、業務の性質や児童との接触状況等を踏まえ、対象となる業務及び従事者を判断することとなります。 具体的な対象者の範囲や必要な対応については、関係法令及びガイドライン等を踏まえ、受託者と協議・調整するものとします。

番号	資料名	項等	質 問 内 容	回　　答
8	仕様書	12その他	駐車場の使用料をご教示ください。	現在の自動車1台当たりの月額駐車場使用料は次のとおりです。 週当たり31時間以上　2,000円 週当たり24時間以上～31時間未満　1,300円 週当たり16時間以上～24時間未満　1,000円 週当たり16時間未満　無料
9	その他	配送車について	車種と型式をご教示ください。 冬季にスタットレスタイヤは使用されますでしょうか。また、こちらの車両はナフサを原料とするエンジンオイルが必要でしたでしょうか？加えて、そのエンジンオイルの費用負担は受託者でしょうか。	配送車の車種は2トン積・準中型貨物車（保冷車）であり、車両型式は「2RG－NLR88AM-FE6LAY-D」で、冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）は装備をしておりません。エンジンオイルはいすゞの純正オイル（10W-40等）で、交換費用等については配送車経費のうち、車両維持費等に該当するものとして受託者の負担となります。
10	その他	試作会について	業務開始前に、試作会（試し炊き）は実施されますでしょうか。その際の食材料費の費用区分をご教示ください。	試作会の予定はございません。
11	その他	運営内容について	現在の人員配置をご教示ください。（例：調理員〇名〇時～〇時、配送員〇名〇時～〇時、配膳員〇名〇時～〇時等）	現在の配置人数は3名（調理員）です。 また、勤務時間については次のとおりです。 常勤2名　8:00～16:45（うち休憩60分） パート1名　9:00～16:00（うち休憩60分） ※現在2校とも自校調理場のため、南大津小学校への配送はしていません。
12	その他	食材納品時間	食材ごとの納品時間をご教示ください。	現在の納品時間は次のとおりです。 前日配送品　12:30～16:30 当日配送品 主食、牛乳　8:15～11:30 野菜　8:15～9:00 精肉、豆腐類　8:15～10:30 デザート等　9:00～11:00
13	仕様書別紙	別紙4経費の負担区分について	清掃・点検用具類は受託者負担とありますが、「貸与器具類一覧」に記載の掃除用具は貸与品と理解しております。これらの買い替え費用及び追加購入費用は受託者負担との認識でよろしいでしょうか。	仕様書別紙5「貸与する機器・器具一覧」に記載された物品については、市が貸与するものとし、その買い替え及び追加購入に係る費用負担については別紙4に記載のとおり受託者負担となります。
14	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項	第1項	第1 項の「履行開始日から12 月を経過した後」とは、「履行開始日から12 か月を経過した後」を意味するとの理解でよろしいでしょうか。なお、本件は4 月1日履行開始であるため、その場合は翌年4 月1 日以降に契約金額の変更を請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、履行開始から12ヵ月が経過した後を意味します。本件の履行開始日は令和9年4月1日のため、令和10年4月1日以降、特約条項第一項に定める要件を満たす場合に契約金額の変更を請求することができます
15	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項	第2項	「変動前業務委託金額と変動前業務委託金額との差額の内、変動前業務委託金額の100分の1を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。」とありますが、契約金額の変更額については、差額が変動前業務委託金額の100 分の1 を超えた場合に差額全額を変更対象とするのか、それとも100 分の1 相当額を控除した超過部分のみを変更対象とするのか、ご教示ください。	変動前業務委託金額と変動後業務委託金額との差のうち、変動前業務委託金額の100分の1に相当する額を超える部分が契約金額の変更対象となります。したがって差額全体ではなく、100分の1に相当する額を控除した部分が対象となります。
16	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項	第4項	「第1項の規定による請求は、基準日以後の履行期間が2か月以上あることを要し、前項の基準日が決定した際に、当該基準日以後の履行期間が2か月未満であった場合は、前項の協議を打ち切るものとす る」とありますが、“協議を打ち切る”とは契約金額変更の協議自体を終了し、当該請求による契約金額の変更は行われないとの意味合いでしょうか。	ご認識のとおり、基準日以後の履行期間が2ヵ月未満となる場合は、当該請求に係る協議を打ち切るため、当該請求に基づく契約金額の変更は行いません。

番号	資料名	項等	質 問 内 容	回　　答
17	賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項	第5項	「スライド条項による変更契約後の契約金額は、基準日以後に履行する業務に適用する。」とありますが、仮に履行開始の翌年の4 月1 日を基準日とした場合、変更後の契約金額は4 月分委託費（5 月請求分）から適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、令和10年4月1日を基準日とした場合、同日以後に履行する業務が契約金額変更の対象となります。したがって、令和10年4月分の委託料を翌5月に請求する場合は変更契約の内容に基づき、変更後の金額が適用されます。
18	その他	契約書	契約書（案）をご提示ください。	契約書頭書には、業務名称、履行場所、履行期間、契約金額、契約保証金額、契約不適合責任期間及び附帯事項等を記載します。 契約金額、契約相手方等については、落札者決定後に確定することとなります。
19	その他	スライド条項について	本件のスライド条項について確認させていただきます。例えば、履行期間中に最低賃金が5%上昇した場合、直接人件費については当該上昇率を基に変更額が算定されるとの理解でよろしいでしょうか。 また、算定された変更額は原則として契約金額に反映されるのでしょうか。それとも、協議の結果により算定額を下回る改定額となる、もしくは改定されない場合もあるのでしょうか。あわせてご教示ください。	最低賃金の上昇率を、そのまま直接人件費の変更率として適用するものではありません。 契約金額の変更については、特約条項及び特記仕様書に定める算出方法に基づき、賃金水準や物価水準の変動を反映した変動後業務委託金額を算定し、所定の負担額を控除した上で、協議により決定します。 したがって、最低賃金の上昇率と契約金額の変更率は必ずしも一致せず、算定結果によっては契約金額の変更が生じない場合もあります。
20	その他	空調について	空調の設備状況をご教示ください。	給食室（広畑小学校）も配膳室（南大津小学校）もどちらも空調設備を設置しております。
21	仕様書	6(4)配膳業務	配膳業務について、姫路市立南大津小学校の配膳員は常駐でしょうか。 また、常駐の場合、配膳員の更衣スペースはございますでしょうか。	配膳員については、仕様書に定める配膳業務の実施に必要な時間帯に配置するものとします。専用の更衣スペースは設けておりませんが、配膳室内の窓にはカーテンを設置しており、室内で更衣することが可能です。
22	仕様書	12その他	自動車通勤について、駐車場は最大3 台駐車可能との記載がありますが、姫路市立広畑小学校および南大津小学校では、各校それぞれ最大3 台まで駐車できるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおり、駐車可能台数については広畑小学校及び南大津小学校のそれぞれにおいて最大3台までとします。
23	仕様書	6(4)配膳業務	広畑小学校・南大津小学校の給食時間は何時から何時までしょうか。	令和8年度の広畑小学校及び南大津小学校の給食時間は共に12時20分～13時05分で、概ね12時頃から検食となっております。令和9年度の給食時間については、決定次第お示しします。
24	仕様書	6(4)配膳業務	食材の納品時間は何時でしょうか。 また、南大津小学校に納品される米飯やパンは何時でしょうか。	現在の納品時間は次のとおりです。 前日配送品　12:30～16:30 当日配送品 主食、牛乳　8:15～11:30 野菜　8:15～9:00 精肉、豆腐類　8:15～10:30 デザート等　9:00～11:00 南大津小学校の米飯・パンの令和8年度の納品時間は米飯は10:30～11:00頃、パンは10:00～10:20頃です。
25	仕様書	6(4)配膳業務	南大津小学校に配膳し、その後返却までの間、調理スタッフの待機場所はありますでしょうか。	専用の待機場所は設けておりませんが、配送前準備から配送後、回収までの間は配膳室内で待機していただくことが可能です。
26	その他		現在の配置人数（1 日の出勤人数）をご教示ください。また、現在の従事者の出勤時間（常勤〇時～〇時、パート〇時～〇時 等）をご教示ください。	11に同じ